

## 自然体験型学習事業費補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、自然体験型学習事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (補助目的及び補助対象事業)

第2条 県は、市町村及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第2条の規定に基づく学校組合(以下「市町村等」という。)が学校行事として実施する小中学校等における2泊3日以上(以下「2泊3日以上」という。)の森林に関する体験活動を含む自然体験型学習事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 県は、これまでに青少年の健全な育成を目的とする活動を行っているNPO法人や社会福祉法人、青少年教育団体等(以下「民間団体」という。)又は市町村等が実施するおおむね高校生以下の児童生徒を対象とした1泊2日以上(以下「1泊2日以上」という。)の森林に関する体験活動を含む自然体験型学習事業等に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付する。

3 本事業における補助事業者は、市町村等又は民間団体とする。

### (補助対象経費及び補助率)

第3条 前条に規定する補助対象事業の補助対象経費及び補助率は、別表Iに掲げるとおりとする。ただし、算出された交付額に千円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てるものとする。

### (交付申請)

第4条 補助事業者は、補助金の交付を受けようとするときは、別記第1号様式による補助金交付申請書を、高知県教育長(以下「教育長」という。)に提出するものとする。

2 補助事業者は、交付決定を受けた補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、事前に別記第2号様式による変更交付申請書を提出し、教育長の承認を受けなければならない。

- (1) 交付決定額の増額
- (2) 交付決定額の20%を超える減額
- (3) 補助事業の内容の重要な部分の変更

### (補助の条件)

第5条 補助金の交付の目的を達成するため、補助事業者は次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助対象期間は、原則、実施年度の1月31日までとする。ただし、災害その他天候不順等により実施日を延期せざるを得ない場合には、速やかに教育長に報告してその指示を受けなければならない。
- (2) 補助金を交付の目的に反して使用してはならない。
- (3) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに教育長に報告してその指示を受けなければならない。
- (4) 補助事業を中止し又は廃止しようとするときは、事前に別記第3号様式による中止(廃止)承認申請書を教育長に提出し、その承認を受けなければならない。
- (5) 補助事業の遂行上、必要があると認めて教育長が指示した事項については、これを遵守しなければならない。
- (6) 補助事業者は、補助事業の収入及び支出を明らかにした別記第4号様式による調書を作成し、帳簿及び証拠書類を整理し、事業完了の翌年度から5年間保管しなければならない。
- (7) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、補助金の交付の目的に沿って、効率的な運用を図らなければならない。
- (8) 補助事業の実施に当たっては、別表Ⅱに掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならない。
- (9) 補助事業者は県税の滞納がない団体であること(納税義務がある場合に限る。)

#### (交付の決定及び通知)

第6条 教育長は、交付申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認めるときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表Ⅱに掲げるいずれかに該当すると認められるときを除く。

#### (申請の取下げ)

第7条 補助金の交付決定通知を受けた補助事業者が、規則第7条の規定により申請を取り下げようとするときは、補助金の交付決定の通知があった日から20日以内にその旨を記載した書面を教育長に提出しなければならない。

#### (補助金の交付の決定の取消し及び返還)

第8条 教育長は、次の各号に掲げるいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 補助事業が完成しないとき又は補助事業の実施が不相当であると認められるとき。
- (2) 補助事業者が規則及びこの要網の規定に違反したとき。
- (3) 補助事業者が別表Ⅱに掲げるいずれかに該当すると認めるとき。

(グリーン購入等)

第9条 補助事業者は、事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(状況報告)

第10条 教育長は、補助対象事業の遂行状況について必要があると認めるときは、補助事業者に対し報告を求め、又は必要な調査を行うものとする。

(実績報告)

第11条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書は、別記第5号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業の完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から30日を経過した日又は補助事業の実施年度の3月31日のいずれか早い日までに教育長に提出しなければならない。

(情報の開示)

第12条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例(平成2年高知県条例第1号)に基づく開示請求があった場合には、同条例第6条第1項に規定する非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(概算払の請求)

第13条 補助事業者は、補助金の概算払を受けようとするときは、別記第6号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由及びその基礎を明らかにした書類を添付して教育長に提出しなければならない。

(その他)

第14条 この要綱で定めるもののほか、補助事業の実施に関し必要な事項については、教育長が別に定める。

(附 則)

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年5月31日限り、その効力を失う。ただし、第5条、第8条及び第12条の規定については、同日以降もなおその効力を有する。

(附 則)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和2年9月10日から施行する。

(附 則)

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表 I (第 3 条関係)

1 区分	2 内容	3 補助対象経費	4 補助率又は基準額
<p>2 泊 3 日以上 の自然体験型学習事業</p> <p>市町村等が学校行事として実施する</p>	<p>①体験活動での児童生徒の指導や支援活動のコーディネート等を行う人材への謝金</p> <p>②事前調査や打合せ等の旅費</p> <p>③宿泊費、バス借上料、船室借上料等</p> <p>④当該活動のため新規で加入する傷害保険等</p> <p>⑤施設入館料、体験活動料、手数料等</p> <p>※体験活動中の食費・食材費、鉄道・航空機での移動に係る経費は補助対象外とする</p>	<p>謝金</p> <p>旅費</p> <p>消耗品費</p> <p>印刷製本費</p> <p>通信運搬費</p> <p>借料及び損料</p> <p>保険料</p> <p>役務費</p>	<p>定額補助</p> <p>1 校単独参加 20 万円以内</p> <p>2 校合同参加 30 万円以内</p> <p>3 校以上合同参加 40 万円以内</p> <p>1 校単独参加であっても参加児童生徒数 41～80 人の場合 30 万円以内</p> <p>参加児童生徒数 81 人以上の場合 40 万円以内</p>
<p>1 泊 2 日以上 の自然体験型学習事業</p> <p>民間団体または市町村等が実施する 概ね高校生以下の児童生徒を対象とした</p>	<p>⑥新型コロナウイルス感染拡大防止対策として、バス内の密を避け、乗車定員の 1 / 2 程度に参加者を乗車させるために、追加で借り上げるバス等借上料又は乗車定員の多いバス等への変更に係る費用【第 2 条第 2 項で定める事業のみ】</p>		<p>定額補助</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・参加児童生徒数 15 人以上 20 人以下参加 25 万円以内</li> <li>・参加児童生徒数 21 人以上 40 人以下参加 35 万円以内</li> <li>・参加児童生徒数 41 人以上参加 45 万円以内</li> </ul> <p>定額補助 12 万円以内</p>
<p>自然体験型学習事業 利用促進事業</p>	<p>市町村等が学校行事として実施する 2 泊 3 日以上 の自然体験型学習事業において、就学援助を受けている児童・生徒及び、その他特別な事情により経済的な支援が必要と認められる児童生徒の保護者負担額を減免又は免除した場合の経費</p>	<p>食費</p>	<p>1 / 3 以内または一人当たり上限額 2, 000 円以内を比較し少ない額</p>

別表Ⅱ(第5条、第6条、第8条関係)

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)又は暴力団員等(暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。
- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) その役員(業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他のいかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者という。以下同じ。)が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他の財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的に又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。